

＜鳥取大学ソフトテニスサークル L.cat 規約＞

1.総則

第1条 平成20年4月28日に設立した本会は、鳥取大学ソフトテニスサークル L.cat と称す。

第2条 本会は、ソフトテニスを通じて心身の健康、技術の向上、サークル員同士の友愛を深めながら大学生活の充実を図る目的で活動する。

2.入退部

第3条

第1項 本会の入部資格は原則として鳥取大学に在籍し、練習に参加でき、幹部決定事項等に従うものならば入部を許可する。

第2項 下記の者は退会したとみなす。

- 1.半年以上連絡がつかない者。
- 2.鳥取大学の学生でなくなった者。

第3条 幹部は下記の者に対して退会勧告を行うことができる。

- 1.サークルの存続に関わる行為を行う者。
- 2.サークル規定及び幹部決定を遵守できない者。
- 3.他団体に迷惑をかける行為を行う者。

3.組織

第4条 本会は 部長1名 各学年代表 を置く。

第5条 本会各役員を選出は、部長が指名するものとする。

第6条 本会各役員改選は2月に行うものとする。

4.運営

第7条 部長、幹部会はサークル内の最高機関であり、サークル員は決定事項に従う義務を負う。

- 第8条 部長は原則月に1度、代表会を開きサークル活動について議論する。
- 第9条 全ての決定事項は部長、または部長が必要と思うならばサークル会を開き議論した上で決定する。
- 第10条 サークル員は、会費を求められた場合は納入する義務を負う。
- 第11条 本会の練習は、ソフトテニス経験者が率先して行うが、部長が指導するものとする。
- 第12条 本会の練習中における会員の単独行動は、部長が許可したときにのみ許されるものとする。
- 第13条 サークル員は学年に関係なく、部長にいつでも助言することができるものとする。
- 第14条 規約について、部長が認める場合はこの限りでない。
- 第15条 部長はサークル運営に関して全ての責任を負う。

上記は改訂される場合がある。

また、上記に該当しない問題が発生した場合は部長が責任を持って対処しなければならない。

本規約は、平成21年10月25日より施行する。

作成日：平成21年10月25日

作成者：平成20年度入学 朝岡卓哉